

(原案)

石狩市スポーツセンター条例の一部改正について

石狩市多目的スポーツ施設「サン・ビレッジいしかり」の休館日について、市民の利便性の向上を図るとともに、利用実態に沿った施設運営を行うため、石狩市スポーツセンター条例を改正し、休館日を変更するものです。

【現行条例の休館日】

石狩市多目的スポーツ施設

毎月第1及び第3火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該火曜日後最初に到来する休日以外の日）並びに12月29日から翌年1月3日まで

【条例改正の市の原案】

石狩市多目的スポーツ施設

12月29日から翌年1月3日まで